

調査結果等	参考図表
<p>(4) 仮置場候補地の選定【かきくけこ】</p> <p>対策指針(第2編 1-6(5))では、発災後、災害廃棄物を円滑に処理するために、一時保管、処理する場所として仮置場が必要となることから、地方公共団体に、仮置場の候補地を平時に設定しておくよう求めている。</p> <p>仮置場の確保は、災害廃棄物の処理の着手や進捗に大きな影響を与えることから、アクションプランでは、重要業績指標として、仮置場の確保(検討を含む)を行っている市町村の割合(仮置場整備率)を平成30年度までに70%にすることが掲げられている。</p> <p>ア 仮置場の候補地の選定</p> <p>対策指針(第2編 1-6(5))では、地方公共団体は、主に次の点を考慮して仮置場候補地を選定するとされている。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることを踏まえ選定すること。必要に応じて地元住民と平時に調整を行うこと。 ② 仮置場の候補地を選定する際には、病院・学校・水源などの位置に留意し、近接する場所を避けること。(図表2-4)-①参照) ③ 公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地(市有地、県有地、国有地等)を選定すること。 <p style="text-align: center;">図表2-4)-① 学校に近接した仮置場(東日本大震災の例)</p> <div data-bbox="229 1249 1174 1585" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> </div> <p>(注)「東日本大震災により生じた災害廃棄物の広域処理の促進について」(平成23年11月2日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課事務連絡)別添1「災害廃棄物の広域処理」を基に、当局が作成した。</p> <p>イ 仮置場の必要面積の算定</p> <p>対策指針(第2編 1-6(5))では、地方公共団体は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定することとされている。</p> <p>また、環境省が平成27年2月にとりまとめた対策スキーム(3-2(4))では、国は、仮置場の必要面積の算定方法等を地方公共団体に示すこととしている。</p>	<p>⑦ 対策指針(再掲)</p> <p>⑩ アクションプラン(再掲)</p> <p>⑦ 対策指針(再掲)</p> <p>⑩ 対策スキーム(再掲)</p>

【調査結果】

今回、市町村、県、東北地方環境事務所における仮置場候補地の選定に係る取組状況を調査したところ、以下の状況がみられた。

ア 仮置場候補地選定に関する市町村の取組状況

(7) 仮置場候補地の選定状況

東北ブロック内の 225 市町村における平成 30 年 6 月 1 日現在の仮置場候補地の選定状況をみると、図表 2-(4)-②、2-(4)-③のとおり、225 市町村中 47 市町村(20.9%)が 184 か所を選定しており、残りの 178 市町村は仮置場候補地を選定していない。

アクションプランの目標値 70%(平成 30 年度における全国の市町村の仮置場整備率(検討を含む))を大きく下回り、平成 30 年度内に選定予定の市町村を加えても 29.3%(66 市町村)にとどまっている。また、2020 年度までに選定及び選定予定としている市町村の割合は 53.3%(120 市町村)と、この段階でも目標値に達していない。

図表 2-(4)-② 仮置場候補地の選定状況(平成 30 年 6 月 1 日現在)

(単位：市町村、か所)

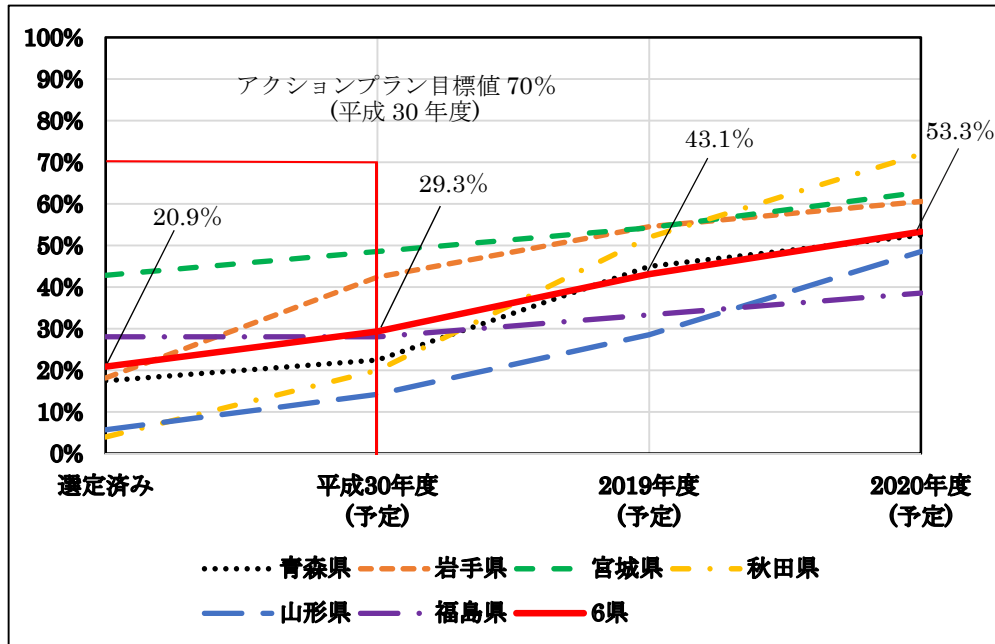
区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計	累計
市町村数	40	33	35	25	35	57(注2)	225	
仮置場候補地 選定済み	7 (17.5%)	6 (18.2%)	15 (42.9%)	1 (4.0%)	2 (5.7%)	16 (28.1%)	47 (20.9%)	47 (20.9%)
[仮置場候補 地箇所数]	[11]	[23]	[78]	[9]	[7]	[56]	[184]	
平成 30 年度 内に選定予定	2 (5.0%)	8 (24.2%)	2 (5.7%)	4 (16.0%)	3 (8.6%)	0 (0%)	19 (8.4%)	66 (29.3%)
2019 年度まで に選定予定	9 (22.5%)	4 (12.1%)	2 (5.7%)	8 (32.0%)	5 (14.3%)	3 (5.3%)	31 (13.8%)	97 (43.1%)
2020 年度まで に選定予定	3 (7.5%)	2 (6.1%)	3 (8.6%)	5 (20.0%)	7 (20.0%)	3 (5.3%)	23 (10.2%)	120 (53.3%)
2021 年度以降	19 (47.5%)	13 (39.4%)	13 (37.1%)	7 (28.0%)	18 (51.4%)	35 (61.4%)	105 (46.7%)	225 (100%)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 ほぼ全域が、原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項に基づき原子力災害対策本部長が設定した帰還困難区域となっている 2 町を除く。

3 ()内は、構成比である。構成比については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならないことがある。

図表 2-(4)-③ 市町村仮置場候補地の選定率の推移



(注) 当局の調査結果による。

(1) 仮置場候補地を未選定の理由

a 仮置場未選定の理由(上位 5 件)

仮置場候補地を選定していない 178 市町村の未選定の理由(上位 5 件)は、図表 2-(4)-④のとおり、①災害時に利用可能な土地の把握が難しい(90 市町村、50.6%)、②仮置場として適する土地かどうかの判断が難しい(83 市町村、46.6%)、③仮置場の必要面積の算定が難しい(80 市町村、44.9%)等の順となっている。

図表 2-(4)-④ 仮置場候補地を未選定の主な理由(上位 5 件)

(単位：市町村)

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計	
仮置場候補地選定済市町村	7	6	15	1	2	16	47	
仮置場候補地未選定市町村	33	27	20	24	33	41	178	
仮置場候補地を未選定の理由	①災害時に利用可能な土地の把握が難しい 〔土地の選定〕	19 (57.6%)	16 (59.3%)	8 (40.0%)	17 (70.8%)	16 (48.5%)	14 (34.1%)	90 (50.6%)
	②仮置場として適する土地かどうかの判断が難しい 〔専門的知見の不足〕	20 (60.6%)	12 (44.4%)	6 (30.0%)	16 (66.7%)	19 (57.6%)	10 (24.4%)	83 (46.6%)
	③仮置場の必要面積の算定が難しい 〔専門的知見の不足〕	16 (48.5%)	14 (51.9%)	7 (35.0%)	10 (41.7%)	19 (57.6%)	14 (34.1%)	80 (44.9%)
	④選定に当たる職員や時間を確保できない 〔人材不足〕	13 (39.4%)	12 (44.4%)	7 (35.0%)	7 (29.2%)	18 (54.5%)	20 (48.8%)	77 (43.3%)
	⑤仮置場候補地の周辺住民や民間事業者との調整が難しい 〔調整困難〕	11 (33.3%)	7 (25.9%)	8 (40.0%)	10 (41.7%)	11 (33.3%)	16 (39.0%)	63 (35.4%)

⑩仮置場候補地を未選定の理由

(注) 1 当局の調査結果による。
2 未選定の理由については、複数回答可とし、上位 5 件を掲載した。

b 仮置場候補地を選定する上での課題

i) 土地の選定

「①災害時に利用可能な土地の把握が難しい」としている 90 市町村は全体の 50.6%を占め、最多となっている。

図表 2-(4)-⑤のとおり、これら 90 市町村のうちのを占める 88 市町村(97.8%)は、市町村有地を最優先に仮置場候補地として選定しようとしている状況がうかがわれる。

図表 2-(4)-⑤ 「災害時に利用可能な土地の把握が難しい」とした市町村の選定対象とした土地の種類

(単位：市町村)

①災害時に利用可能な土地の把握が難しいとした市町村	選定を考えている土地の種類			
	市町村有地	県有地	民有地	国有地
90	88 (97.8%)	31 (34.4%)	27 (30.0%)	26 (28.9%)

(注) 1 当局の調査結果による。
2 「選定を考えている土地の種類」の欄は、複数回答可とした。

また、既に仮置場候補地を選定している 47 市町村をみても、図表 2-(4)-⑥のとおり、44 市町村(93.6%)が 171 か所の仮置場候補地を市町村有地から選定しており、他の所有者の土地を選定している市町村はわずかとなっている。

図表 2-(4)-⑥ 仮置場候補地選定済市町村における仮置場候補地の土地の種類

(単位：市町村、か所)

区 分	合計	選定した土地の種類				
		市町村有地	県有地	民有地	国有地	その他
選定済市町村数	47	44 (93.6%)	4 (8.5%)	3 (6.4%)	0 (0%)	1 (2.1%)
仮置場候補地数	184	171 (92.9%)	4 (2.2%)	6 (3.3%)	0 (0%)	3 (1.6%)

(注) 1 当局の調査結果による。

2 「選定済市町村数」の内訳は、複数の種類の土地を選定している場合、複数回答可とした。

3 上表の「その他」欄は、土地の所有者が国、県、市町村、個人など混在している区画を一括して仮置場候補地としている1市町村(3区画)を示す。

ii) 専門的情報や知見の不足

i) に次いで「②仮置場として適する土地かどうかの判断が難しい」としているものが83市町村(46.6%)、「③仮置場の必要面積の算定が難しい」としているものが80市町村(44.9%)となっている。このことから、市町村担当職員の対策指針の技術資料、市町村事務手引等に関する専門的情報や知見の不足が課題となっている状況がうかがわれる。

iii) 市町村職員の人材不足

「④選定に当たる職員や時間を確保できない」としているものは77市町村(43.3%)で4番目の理由となっている。これは、市町村の担当職員は他の住民サービス、環境衛生などの業務を兼務しており、時間の確保が難しいという状況がうかがえる。

iv) 土地所有者、周辺住民等との調整関係が困難

「⑤仮置場候補地の周辺住民や民間事業者との調整が難しい」としているものは、63市町村(35.4%)で5番目の理由となっている。これは上記ii)、iii)の理由とも重なり、市町村担当職員は、調整する時間の確保及び説明に苦勞している状況がうかがえる。

さらに、仮置場候補地を選定済としている47市町村においても、図表2-(4)-⑦のとおり、市町村庁内の所管課と調整が完了しておらず、発災後、すぐに仮置場として使用できないおそれがあるもの(13か所、7.1%)、災害対策本部所管課との調整が完了しておらず自衛隊の野営地、仮設住宅用地等との需要が競合するおそれがあるもの(66か所、35.9%)がみられた。

図表 2-(4)-⑦ 選定済みの市町村における庁内での仮置場候補地調整状況

(単位：か所)

区分	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	合計
仮置場候補地数	11	23	78	9	7	56	184
所管課との調整が未調整	0 (0%)	2 (8.7%)	0 (0%)	8 (88.9%)	2 (28.6%)	1 (1.8%)	13 (7.1%)
災害対策本部所管課との調整が未調整	1 (9.1%)	5 (21.7%)	42 (53.8%)	9 (100%)	2 (28.6%)	7 (12.5%)	66 (35.9%)

(注) 当局の調査結果による。

(ウ) 学校に近接している仮置場候補地の現地確認結果

既に仮置場候補地として選定済の 184 か所(47 市町村)から学校に近接している 7 か所を抽出して現地確認したところ、図表 2-(4)-⑧のとおり、仮置場として利用した場合に児童・生徒の健康などへの影響等が懸念されるものがみられ、市町村の担当課では、仮置場候補地の見直しや利用期間を限定する方策などを今後の課題としている。

図表 2-(4)-⑧ 生活環境への影響等が懸念される学校に近接している仮置場候補地

学校に近接している 7 か所の仮置場候補地を現地確認したところ、仮置場として稼働し、搬入された災害廃棄物からハエ、蚊、ねずみなどが発生した場合、児童・生徒の健康被害や学習環境の悪化が懸念される至近距離に仮置場候補地が選定されていた。

このうち 4 か所では、学校のグラウンド自体を仮置場候補地として選定しており、グラウンドの利用制限や害虫の発生により、学校の早期再開等に支障が生じるおそれも想定される。

これに対し、市町村の担当課では、前任の担当者から特段懸念される事項もなく、そのまま引継ぎされたなどのため、対策指針で学校の近接地を避けるよう求められていることを認識していなかったとしており、今後は、仮置場候補地の見直しや適地不足からやむを得ず利用するにしても利用期間を限定するなどの検討が必要としている。

(注) 当局の調査結果による。

イ 仮置場候補地の選定に関する県の取組

青森、秋田及び山形県は、県災害廃棄物処理計画において、災害廃棄物発生量の推計結果を基に、市町村単位の仮置場の必要面積を算定し、市町村に仮置場候補地の選定を促している。

しかし、県処理計画が策定されて間もないことなどから、3 県内の仮置場候補地を選定していない 90 市町村のうち、仮置場の必要面積の算定が

難しいとした市町村は、図表 2-(4)-⑨のとおり、45 市町村 (50.0%) と依然として高い割合を示している。

図表 2-(4)-⑨ 仮置場候補地が未選定の理由として必要面積の算定が難しいと回答した市町村 (青森、秋田及び山形県)

(単位：市町村)

区 分	青森県	秋田県	山形県	合計
仮置場候補地選定済市町村	7	1	2	10
仮置場候補地未選定市町村	33	24	33	90
仮置場の必要面積の算定が難しい	16 (48.5%)	10 (41.7%)	19 (57.6%)	45 (50.0%)

(注) 当局の調査結果による。

⑩仮置場候補地を未選定の理由(再掲)

ウ 仮置場候補地の選定に関する東北地方環境事務所の取組

(7) 仮置場候補地の選定に関する支援

東北地方環境事務所は、東北ブロック内の県・主要市町村等で組織する災害廃棄物対策東北ブロック協議会で仮置場選定の必要性に係る説明を行うほか、市町村事務手引において、図表 2-(4)-⑩のとおり、仮置場候補地の選定の際に考慮する点を市町村に示しているが、各市町村における仮置場候補地の選定状況を把握しておらず、市町村からの照会に対応する以外、個別の指導・支援は行っていない。

⑩市町村事務手引(再掲)

図表 2-(4)-⑩ 仮置場候補地の選定の際に考慮する点

- 選定に際しては、近隣に住居が少ない場所、学校・病院・福祉施設から距離があることを基準とする。
- <選定を避ける場所>
- ・学校等の避難場所として指定されている施設及びその周辺はできるだけ避ける。
 - ・周辺住民、環境、地域の基幹産業への影響が大きい地域は避ける。等
- <候補地の絞込み>
- ・公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設等の公有地。
 - ・未利用土工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地(借り上げ)。
 - ・候補地に対する自衛隊の野球場や避難所・応急仮設住宅等、他の土地利用のニーズの有無を確認する。等

(注) 1 当局の調査結果による。
2 市町村事務手引を基に当局が作成した。

(4) 仮置場候補地の選定を促進するための推奨事例

他ブロックの地方環境事務所において、仮置場候補地の選定を促進するための取組として、図表 2-(4)-⑪のとおり、仮置場に適する土地の選定方策をチェックリスト等として示しているものがみられた。

図表 2-(4)-⑪ 仮置場に適する土地の選定方策(チェックリスト等)の提示

中国四国地方環境事務所は、平成 28 年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務を実施しており、その結果報告書の中で、i) 仮置場候補地の選定項目、ii) 候補地選定の考え方、iii) 災害発生前の候補地リスト作成、iv) 選定条件を満たすことができない場合の対応をまとめたチェックリスト等を作成し、仮置場候補地の選定を促進するための支援策を講じている。

i) 仮置場候補地の選定項目

所有者、面積、周辺の土地利用等の仮置場の選定基準を示している。

ii) 候補地選定の考え方

立地状況、所有者等の発災前の留意点の各項目について判定できるチェックリストを示している。

iii) 災害発生前の候補地リストの作成

上記 ii) で判定した各項目の合計を点数化し、点数の高い候補地から優先順位を付けられる仮置場候補地リスト化のイメージ図を示している。

iv) 選定条件を満たすことができない場合の対応

上記の選定基準やチェックリストの留意点を満たしていない場合の対応策・制限事項を整理したチェックリストを示している。

(注) 「平成 28 年度大規模災害時における中国四国ブロックでの広域的な災害廃棄物対策に関する調査検討業務報告書」(平成 29 年 3 月中国四国地方環境事務所)を基に当局が作成した。

(ウ) 仮置場の必要面積の推計方法に関する支援

東北地方環境事務所は、市町村事務手引において、対策指針の技術資料に基づき、仮置場候補地の必要面積の推計方法を示しており、更に簡易な推計方法も併せて示している。

しかし、東北地方環境事務所は、各市町村における仮置場の必要面積の推計状況を把握しておらず、市町村からの照会に対応する以外、個別の指導・支援は行っていない。

【所見】

したがって、東北地方環境事務所は、発災時に速やかに災害廃棄物を処理する観点から、市町村が仮置場候補地を選定する上での課題を把握した上で、仮置場の具体的選定方法や必要面積の推計方法など、選定を促進するために必要な指導・助言を協議会及び県と連携して行い、適切な仮置場候補地の選定を促進する必要がある。

⑪仮置場選定のチェックリスト等

⑫市町村事務手引(再掲)